

新潟県企業局管理規程第6号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月29日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(企業出納員等の設置及び任命) 第5条 (略) 2 企業出納員は、総務課長、 <u>総務課長補佐及び予算係長</u> の職にある者をもつて充てる。 3・4 (略)	(企業出納員等の設置及び任命) 第5条 (略) 2 企業出納員は、総務課長 <u>及び</u> 総務課長補佐の職にある者をもつて充てる。 3・4 (略)

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。